

ナースセンターに求人登録される 施設の皆様へ

このたびはナースセンターをご利用いただき有難うございます。

ナースセンターでは無料職業紹介を通じて、皆さまの施設で働く大切な看護職を探すサポートをします。

求人登録では、職業安定法に基づく必須項目だけでなく、求人施設、求職者のお互いの希望に沿う紹介を行うために必要な登録項目を設けています。

つきましては、お手数ですが、求人登録の記載にご協力をお願いします。

ナースセンター職員一同

ご注意ください!! 看護職の求人・採用について

ナースセンターは無料職業紹介事業者です。ナースセンターで取り扱う求人は、職業安定法、労働基準法などに関係する法令に基づき受理しています。

法令に反する内容の求人は受理いたしませんので、くれぐれもご注意ください。

職業安定法の改正（2018年1月1日施行）により、職業安定法に基づく適切な求人活動が行われない場合、求人施設についても労働局から指導・勧告を受ける場合があります。求人活動を行う場合はくれぐれもご注意ください。

1. はじめに

1. ナースセンターでできること

ナースセンターでは、無料職業紹介事業所として、

- 看護職を雇用したい施設の求人を無料で受け付けます。
- ご登録いただいた求人情報を元に、看護職を探すお手伝いをします。
- インターネット上でも求人情報を公開します。
- ハローワークなどの公共機関と連携した職業紹介を行っています。

2. 求人登録の基本

- 勤務先施設住所の都道府県ナースセンターまたは、インターネットで e ナースセンター Web サイト (<https://www.nurse-center.net/nccs/>) よりご登録ください。
- 職種別、勤務先施設別、雇用形態別にお申し込みください。
- 法令に違反する内容が含まれているもの、雇用関係でないもの、必要な労働条件が明示されていないものは受理できません。

3. 求人の有効期限

- 申し込まれた求人の有効期限は、原則 6 ヶ月となります。

※新規求人については、登録月を含めて 6 ヶ月

※更新については、更新日の翌月から 6 ヶ月

例：4月1日に新規求人受理→9月30日まで有効

6月30日に新規求人受理→11月30日まで有効

5月31日に有効期限が切れる求人を5月15日に更新→11月30日まで有効

※有効期限が切れる当月のみ更新が可能です。